

(様式第4号)

## 上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第11回 上田市行財政改革推進委員会
2	日時	平成21年10月30日(金) 午後2時から4時5分まで
3	会場	上田市役所本庁舎5階 第1・2委員会室
4	出席者	小池会長、宮沢副会長、鬼頭委員、斉藤委員、櫻井委員、塩入委員、田中委員、南雲委員、西沢委員、三井委員、宮下委員 【欠席】高橋委員、武井委員、堀内委員、森田委員
6	市出席者	金子行政改革推進室長、鎌原係長、星野主査、市川主査
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成21年11月4日

### 協議事項等

#### 1 開 会 (行政改革推進室長)

#### 2 議事

##### (1) 前回の会議録の確認

(事務局) 前回の会議では、報告事項として、接遇向上運動について御報告するとともに、審議事項である教育委員会事務局体制の改革に関して、教育委員会の仕組みや関係法令の改正、先進事例等について御説明し、御意見、御質問をいただいた。

会議録の内容について、訂正があれば事務局に申し出ていただきたい。訂正後、ホームページに掲載する。

##### (2) 教育委員会事務局体制の改革について

(会長) 前回の会議では、教育委員会制度そのものについて認識を深めるために、事務局から説明を受けた。

本日の会議では、今回の審議テーマについての共通認識をより深めていき、次回からの会議では、個別のテーマごとに審議を行っていきたい。

行財政改革大綱に基づく集中改革プランのテーマとして教育委員会事務局体制の改革が設定された理由は、国が教育委員会制度の見直しを行い、法律改正により、教育委員会から市長部局への権限移譲が弾力化されたが、上田市としては見直しを行ってこなかったことから、今回、法律改正の趣旨に基づき事務局体制を見直すこととしたものである。

こうした情勢や教育委員会の各課における課題を踏まえて、審議会として取り組んでいきたい。

(委員) 教育委員会というと治外法権的なイメージがあるが、いつ頃から現在のような体制になったのか。

(事務局) 戦後、教育の政治的中立性を確保するために、GHQの勧告に基づき、昭和23年に教育委員会制度が導入された。

当時の教育委員は、選挙で公選されていたが、政治的対立が持ち込まれるなどの理由から、昭和31年に任命制に移行した。

(委員) 教職員を除く教育委員会の正規職員の給与体系等は、市長部局の職員と同じなのか。

(事務局) 教育委員会の正規職員は、市長部局で採用し、出向という形で教育委員会事務局に勤務している。身分や給与体系、待遇についても市長部局の職員と同じである。

(委員) 集中改革プランに位置づけられている職員数の削減について、教育委員会の職員も対象となっているのか。

(事務局) 教育委員会等の行政委員会における職員を含め、定員適正化計画の対象としている。

(会長) 戦後創設された教育委員会制度について、いろいろな齟齬が生じていることから、役割

分担を見直すために、国は法律改正を行った。

法律改正は行われたが、役割分担を見直す判断はそれぞれの自治体に委ねられている。

上田市の場合、集中改革プランの中で教育委員会事務局体制の改革を行うとして宣言しているの、委員会としても何かいい提案をしていきたい。

(委員) 学校教育課における非常勤職員は、非常勤講師や庁務員のことなのか。

(事務局) 非常勤講師ではなく、生徒数に応じて各学校に配置されているスクールカウンセラーや心の相談員、中間教室の指導員など。

(委員) カウンセラーや相談員は資格を持っているのか。

(事務局) 専門的な知識や経験等の資格が必要となっている。

(委員) 県の会議では、相談員は拠点校だけにしか配置できないと聞いたことがあるが。

(事務局) 上田市は不登校児が多いという事情もあり、県の予算で配置する相談員のほかに、市の予算で相談員が配置されている。

(委員) 相談所は、清明小の教育相談所のみか。

(委員) 常磐城や上田原にふれあい教室がある。

(委員) 改革を行うには必要性、合理性が必要。

法律改正により、スポーツ・文化については、教育委員会から市長部局に権限を移管できるようになったということだが、教育委員会事務局体制の改革は人減らしが目的なのか。

(委員) 人員の削減は改革の目的にすべきではないということか。

(委員) 政治的中立性を目的に教育委員会制度が導入されたことは、歴史的な意義があり、単に人減らしを目的に権限移譲を行うのであれば本末転倒ではないか。

(会長) この後、事務局から説明があるが、改革するならば、どのような目的で改革するかというのは重要な論点。

(委員) 改革を行うためには、現状に問題や課題があり、それを解決するための目的があることが前提。それがないと審議できないのでは。

(委員) 行政組織が複雑化する中で、ある部門の業務が市長部局と教育委員会の両方にあるという、ある意味二重行政になっている。

それをなくして効率的な行政を行っていかうというのが今回の趣旨であり、単なる人減らしのためではないのではないか。

(委員) 前々回の会議資料で、教育委員会の現状の課題が示された。

そうした課題を解決するために組織改革が必要かどうかという視点で議論することが必要であり、人員の削減は二次的なことではないか。

(委員) 事実上の問題として、職務が重複しているということだけであれば、職務担当の見直しを行えばいいことであり、組織の変更まで必要ないのではないか。

制度の問題か、事実上の問題なのか明確にした方がいい。

(委員) 議会においても、健康を目的としたマラソン大会などを教育委員会でやるべきかどうかという議論がある。

法律の改正により、スポーツや文化の業務について、教育委員会から首長への権限移譲が弾力化される中で、そもそも教育委員会の業務として必要かどうかという議論が必要。

不登校の問題もあるが、教育委員会には学校教育に専念してもらって、それ以外の業務については市長部局に移管してもいいのではないかという議論もある。

(委員) 経営者の立場からすれば、財政難という状況があれば人員削減ということを目的にしてもいいのではないか。

教育委員会は、正規職員に比較して非常勤の職員が非常に多い。

それぞれの仕事の内容を精査していく必要もあるのではないか。

(事務局) 市長部局と教育委員会との役割分担見直しの方向性(案)について説明

(委員) 事務局が作成した資料を見ると、スポーツや文化振興事業について、市長部局と教育委

員会でほとんど同じような事業をやっているという印象を受ける。

そうであれば、スポーツや文化振興事業を市長部局に統合しても、教育の根幹は揺るがないのでは。

単に補助金を出す事業であれば、どちらでやっても同じ。

教育委員会の権限移譲の弾力化を行うために、法律改正が行われたが、そこに至るまでの国の会議録を資料として出してもらえれば、我々の議論も深まるのでは。

(委員) 市長部局と教育委員会で一部同じような業務をやっているということであるが、仕事を割り振る段階でどのような基準で割り振られたのか。

(事務局) 例えば、温水プールとお風呂があるクアハウスかけゆは、市長部局の丸子産業観光課が所管しているが、同じ温水プールであるアクアプラザ上田は、教育委員会の体育課で所管している。

このように同じような施設で所管の違いが出てくるのは、建設時の目的が異なっていることによる。

クアハウスかけゆについては、観光客を誘客するために建設したため、産業観光課で所管しているが、アクアプラザは市民の健康維持・向上を目的として建設されたため、スポーツを担当する体育課で所管している。

(委員) 法律が改正されるまでは、市長部局でスポーツ振興の業務はできなかったということか。

(事務局) はい。

(委員) 文化振興の業務を市長部局に移行する場合、文化財保護の権限も統合、移行するのか。

(事務局) 法律改正では、文化財保護の部分は教育委員会固有の業務として、移譲弾力化の対象外としているが、今後審議していただく中で、文化振興の中の文化財保護の業務についてどうするのか、議論いただければと考えている。

(委員) 文化財保護については、専門的知見から業務を行うべきと考えるので、教育委員会に残すべきではないかと考える。

(委員) 現実問題として、文化財の保護事業は予算がつきにくく、発掘の予算がつかないことから、開発がなかなか進まないというところもある。

業務の移管については、法律だけでなく、実態も踏まえて議論すべきでは。

(委員) 法律改正の趣旨からすれば、文化財保護は教育委員会でやるべきという理解でよいか。

(事務局) はい。

(委員) 体育課で補助金を出している体育協会というのはどういう組織か。市の関係団体か。

(事務局) 財団法人体育協会という名称で、市とは別に組織された公益法人。

各種スポーツ団体が加盟して、スポーツ振興のために活動しており、市が25%出資している。

(委員) 補助金の支出という形で関与しているだけということか。

(事務局) 体育協会の運営について、スポーツ振興という立場から補助金を支出している。

(委員) スポーツ関係の大会について、体育協会が主催で行うものもあるのか。

(事務局) 体育協会に加盟する各競技団体に主催しているものがある。

体育協会への補助金が各競技団体に配分され、費用の一部に充てられている。

(委員) 上田市教育行政のあり方を考える有識者会議の提言書の中で、教育委員会の協議事項の非公開や議事録を作成していないなど、教育委員会の閉鎖性が指摘されているので、そうしたことも踏まえて議論した方がいい。

(委員) 教育委員会の運営自体については、この審議会では議論すべきではないのでは。

教育委員会にはさまざまな課題がある。

スポーツや文化などを切り離して学校教育に特化することで、そうした課題を解決しやすくなるという面もあるのでは。

(委員) 業務の移管・統合を行っても、人員削減にはならず、逆に人員を充実すべきことでもあるのではないか。

全体的に見て、市民のためになる形で見直していくべき。

(委員) 室内プールやふれあいさなだ館等、国や県からの補助金で建設した施設を市長部局に移管する場合、補助金の返還等が問題になるか。

(事務局) 施設の所管が変わることで、補助金の返還が問題になることはないが、施設の使用目的が補助金の趣旨から変わったり、途中で施設が廃止された場合には、補助金の返還が問題になることがある。

(委員) 文化振興と観光振興の見直しについても事務局案として提案されている。

現在の観光課は、旅館やホテル、お土産等の観光関係事業者との結びつきのイメージが強いことから、商工観光部の組織に位置づけられているが、実際にやろうとしていることから考えると、少し違うのではないか。

観光というのは、観光関係事業者のためにやるというものではないのでは。

観光を事業として捉えてしまうと、観光振興と文化振興の組み合わせに違和感を感じるが、観光は本来、お国自慢であり、そのために自分たちが住んでいる地域の文化を知り、育成していくということから考えれば、観光振興と文化振興の組み合わせにも違和感を感じなくなる。

(委員) 現在の観光課はイベント屋。別所温泉等の観光業者への手助けが中心になっている。

(委員) 市長がリーディング産業として位置づけている観光とは異なるのでは。

「子育てするなら上田市に」というように、上田市に大勢の人が訪れてもらうことが本来の趣旨。

(委員) 教育委員会がこれほど広範囲の業務をやっていたことは驚き。

組織というのは、一旦設置されると、自らの存在意義のために権限と予算を限りなく拡大することに躍起になるが、その典型例では。

教育委員会が設置された趣旨から考えれば、政治的独立性を保つべき業務に専念すべきではないか。

そのような問題は組織の中からではなく、外からチェックしなければ歯止めがかからなくなる。

(委員) 教育委員会事務局でも業務体制の見直しを検討したが、結局現状維持という結論になってしまった。

教育委員会とは別の立場から検討していくことが必要。

### 3 次回の日程について

・11月5日(木) 午前10時から 丸子地域自治センター3階 第1会議室

### 4 閉会

\* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

\* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。